

# 子ども子育て

予防接種等保健衛生事業は健康ガイドへ

**児童手当、児童育成手当**  
当現況届は6月30日(水)までに提出を

現況届は、受給者の方々の前年の所得状況と令和3年6月1日現在の養育状況などを確認し、受給資格の有無を審査するためのものです。現況届を期限までに提出しない場合、引き続き受給資格があっても、6月分からの各種手当が受けられないことがあります。

**親子で体験資源循環教室**  
(☎042-387-9833)

食料リサイクル堆肥で育てたじゃがいもを収穫して、資源循環を学びます



**児童手当・児童育成手当の支給(6月期分)25月分**  
振込日6月10日(木)  
振込日以降、通帳でお確かめください。金融機関によっては2・3日遅れる場合があります。

次のような場合には、ご連絡ください。▽振込日以降、7日を過ぎても振り込まれない場合▽氏名、住所、口座を変更した場合▽施設に入所した場合

初めての方に親子あそびひろば「ゆりかご」をゆっくりご案内します。プレママ・プレパパも参加できます。

初めての方に親子あそびひろば「ゆりかご」をゆっくりご案内します。プレママ・プレパパも参加できます。

初めての方に親子あそびひろば「ゆりかご」をゆっくりご案内します。プレママ・プレパパも参加できます。

初めての方に親子あそびひろば「ゆりかご」をゆっくりご案内します。プレママ・プレパパも参加できます。

初めての方に親子あそびひろば「ゆりかご」をゆっくりご案内します。プレママ・プレパパも参加できます。

初めての方に親子あそびひろば「ゆりかご」をゆっくりご案内します。プレママ・プレパパも参加できます。

## くるくる おもちやいちば

まだ使えるけれど使わなくなった子ども用の本やおもちゃを、子どもたちが店員となって販売するフリーマーケットを開催します。

時 6月6日(日) 午後1時～4時30分

所 中町三丁目暫定広場(中町3-19)

問 観光まちおこし協会 (☎042-316-3980) <https://koganei-kanoko.jp/event/8116/右記QRコード>

## 6月7日(月)から、オンラインによる妊婦面談を開始します

市内在住のすべての妊婦の方を対象に面談を行っています。

感染症予防や妊婦さんの体調不良、そのほか家庭内のやむを得ない事情のため、対面による面談が難しい妊婦さんを対象にオンライン妊婦面談を実施します。

時 月曜～金曜日いずれも午前9時～午後3時

他 面談を受けた方にはお祝いの品(子ども商品券)を差し上げます

申 事前に、電話で健康課(☎042-321-1240)へ

## 学習塾等受講料貸付金 高校・大学等受験料貸付金

東京都では、受験生チャレンジ支援貸付事業として、中学校3年生・高校3年生およびそれに準じるお子さんがいる一定所得以下の世帯に、学習塾等受講料および高校・大学等受験料の貸し付けを行っています。高校・大学等に入学すると申請により貸付金の返済が免除されます。

**【学習塾等受講料貸付金】**  
中学校3年生・高校3年生およびそれに準じる方=20万円

**【高校・大学等受験料貸付金】**  
高校受験=2万7,400円(1回あたり上限2万3,000円・4回まで)、大学受験=8万円

■申請期限 令和4年2月上旬

他▷貸し付けには一定の要件を満たす必要があります▷申し込みには数日かかるので、お早めにお申し込みください

■相談・受付窓口 社会福祉協議会(☎042-386-0294)

問 地域福祉課地域福祉係(☎042-387-9915)

利用者負担段階	対象者	負担限度額(日額)			
		居住費		食費	
		多床室	ユニット型個室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	住民税非課税世帯で高齢福祉年金受給者、生活保護受給者	0円	820円	300円	300円
第2段階	住民税非課税世帯で、合計所得金額と年金収入額の合計額が80万円以下の方	370円	820円	390円	600円
第3段階①	住民税非課税世帯で、合計所得金額と年金収入額の合計額が80万円超120万円以下の方	370円	1,310円	650円	1,000円
第3段階②	住民税非課税世帯で、合計所得金額と年金収入額の合計額が120万円超の方	370円	1,310円	1,360円	1,300円

※▷年金収入額には遺族年金、障害年金等の非課税年金も含まれます▷8月から適用となります

## 福祉のひろば

子どもの笑顔をみんなで守る虐待かな?と思ったら(通告・相談)

・連絡は匿名で行うことも可能です

・連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます

▽子ども家庭支援センター(相談窓口)

☎042-321-3146 月曜～土曜 午前9時～午後5時

▽児童相談所虐待対応ダイヤル(緊急時)

☎1889

※お近くの児童相談所につながります

※☎1899がつながらない場合は、☎0570-788-189へ

が受けられる認定証を交付しています。

「小金井市介護保険訪問介護利用者負担助成認定証」では、訪問介護、夜間対応型訪問介護または第一号訪問事業を利用する際に、利用者負担を10%から6%に軽減します。

現在、認定証をお持ちの方は、7月31日(土)で有効期間が終了します。

対象の方には、申請書類を郵送しましたので、6月11日(金)までに、介護福祉課で更新手続きをしてください。

申請書が届かない方は、係までご連絡ください。

また、認定証をお持ちでない住民税非課税世帯の方が、訪問介護、夜間対応型訪問介護または第一号訪問事業を利用する場合は、申請していただく。

介護福祉課介護保険係(市役所第二庁舎2階) ☎042-387-9822

**介護保険負担限度額認定証の更新を**

施設サービス利用時の食費・居住費(滞在費)の軽減措置を受けられる「介護保険負担限度額認定証」を住民税非課税世帯の方を対象に交付しています。負担限度額は下表のとおりです。

現在、認定証をお持ちの方は7月31日(土)で有効期間が終了します。対象の方には6月中旬に、更新に必要な書類を郵送しますので、7月1日(木)までに介護福祉課で手続きをしてください。

なお、認定証をお持ちでない方で施設サービスやショートステイを利用する場合は、認定証の申請手続きを行ってください。

住民税非課税世帯であっても、次のいずれかに該当する場合は交付することができません。

▽世帯分離している配偶者が住民税課税者である場合

▽預貯金等が一定額(段階により異なる)を超える場合

問 介護福祉課介護保険係(市役所第二庁舎2階) ☎042-387-9822